

群馬大学情報学部及び大学院情報学研究科評価委員会規程

令和 3. 4. 1 制定
改正 令和 6. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学評価規則（以下「評価規則」という。）第7条の規定に基づき、群馬大学情報学部及び大学院情報学研究科（以下「本学部等」という。）に、群馬大学情報学部及び大学院情報学研究科評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は 本学部等における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等に関する点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証（以下「大学評価」という。）を行い、もってその社会的責任を果たすこととする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 学科長
- (5) 各常置委員会委員長
- (6) 情報学部に係る評価規則第5条第1項第3号の室員
- (7) 将来構想検討委員長
- (8) 事務長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充て、副委員長は同条第4号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、大学評価に関する具体的な事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。